

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の障害者施策の動向

近年、わが国においては少子高齢化が進展し、障害のある人やその介助者が高齢になるとともに、障害の重度・重複化や多様化の傾向がみられます。

一方で、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障害のある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

国では、平成26年(2014年)に、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定した、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。これに基づき、障害のある人の身体的自由や表現の自由、教育や労働等の権利の促進等の取り組みの強化が進んでいます。

障害者施策については、共生社会の実現が明記された平成23年(2011年)の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24年(2012年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」という。)の施行、平成26年(2014年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の施行後、見直しが行われて平成28年(2016年)には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられています(平成30年(2018年)4月施行)。さらに障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)が施行されました。この法律では、行政や民間事業者に対して障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止するほかに、障害のある人から社会的障壁の除去の意思表示があった際に、過重な負担にならないときは必要かつ合理的な配慮をするように努めなくてはならないと定められています。あわせて、「障害者」を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、単に心身機能の障害だけでなく、社会的障壁があわさることで制限を受けているという障害の「社会モデル」の考えが取り入れられています。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」など、障害のある人の社会参加に関する法律も整備が進んでいます。

(2) 本市の取り組みと計画策定の趣旨

本市では、平成30年(2018年)3月に、「第3期障害者計画(後期計画)、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、「共生社会」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の実現に向けて取り組むとともに、障害福祉施策では、障害のある人のニーズに対応し、障害のある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取り組みを推進しています。

また、ろう者が日常生活や社会生活において、手話を通じて必要な情報を取得し、十分な意思疎通を図ることができ、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指すため、「羽曳野市手話言語条例」を制定し、平成31年(2019年)4月より施行しています。

この計画が令和2年度(2020年度)末をもって終了することから、障害のある人の地域生活の支援や共生社会づくりに向けた目標も含め、本市におけるサービス基盤の一層の充実に向け、その取組方向を定める計画として「第4期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

本計画は、障害のある人が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・相談・就労・社会参加・障害福祉サービスの充実など、ライフステージに応じた施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的としています。また、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和5年度(2023年度)末の数値目標(成果目標)を設定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めます。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

「第4期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

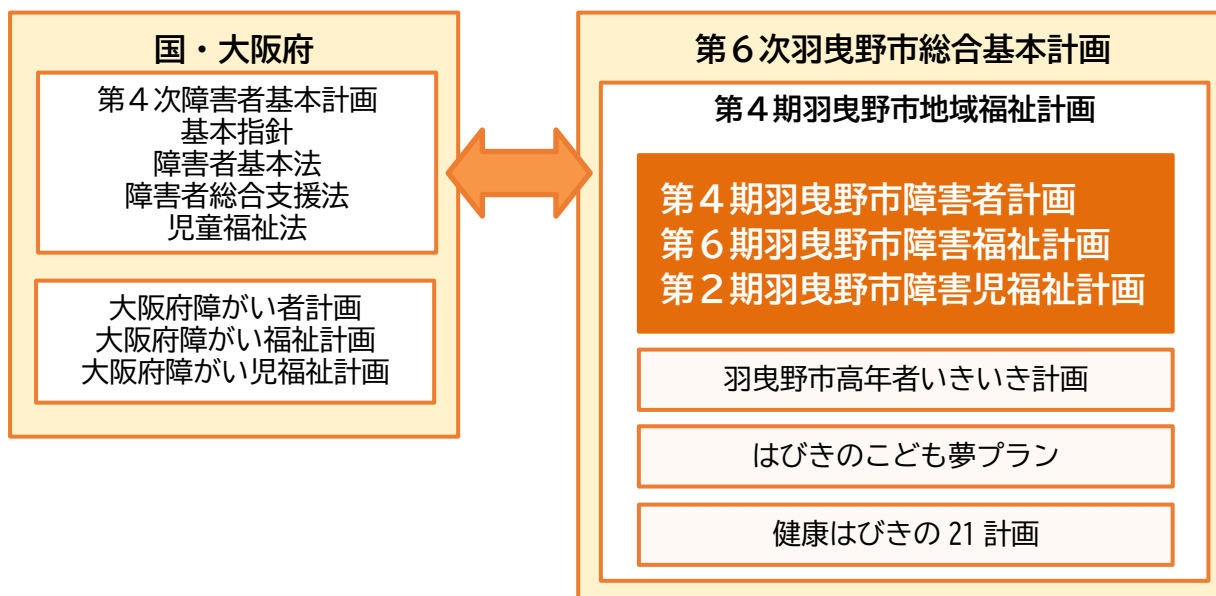
同時に、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第6期羽曳野市障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第2期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条の20)
国	障害者基本計画(第4次) (平成30~令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
大阪府	第5次 大阪府障がい者計画 (令和3~8年度)	第6期 大阪府障がい福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 大阪府障がい児福祉計画 (令和3~5年度)
羽曳野市	第4期 羽曳野市障害者計画 (令和3~8年度)	第6期 羽曳野市障害福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 羽曳野市障害児福祉計画 (令和3~5年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」、大阪府の「大阪府障がい者計画」や「大阪府障がい福祉計画及び大阪府障がい児福祉計画」との整合を図っています。

また、本市のまちづくりの方針である「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「第4期羽曳野市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「羽曳野市高齢者いきいき計画」、「はびきのこども夢プラン」、「健康はびきの21計画」と相互に連携を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第3期羽曳野市障害者計画 (平成27年度～令和2年度)			第4期羽曳野市障害者計画 (令和3年度～令和8年度)					
第5期羽曳野市障害福祉計画 及び 第1期羽曳野市障害児福祉計画			第6期羽曳野市障害福祉計画 及び 第2期羽曳野市障害児福祉計画			第7期羽曳野市障害福祉計画 及び 第3期羽曳野市障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害のある人、関係団体、事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の素案を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映しました。

(4) 大阪府・関係機関との連携

本計画の策定にあたっては、大阪府提示指標等の数値など、大阪府が提示した資料を活用し、必要に応じて連携をとりながら策定作業を行いました。